

## 居宅サービス等の指定に係る事前通知の取扱いについて

平成 30 年 3 月 山形県健康長寿推進課

平成 29 年 6 月 2 日に公布された地域包括ケア強化法による介護保険法の一部改正により、都道府県が行う居宅サービス事業者の指定に関して、保険者機能強化の観点から、市町村が都道府県に対し意見を提出し、都道府県はその意見を踏まえて、指定の際に条件を付すことが可能となったため、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

#### 2. 概要（改正後の介護保険法（以下、「法」とする）第 70 条第 7～9 項、**第 115 条の 2 第 4～6 項**）

- ①市町村は、県が居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定をしようとするとき、あらかじめその旨通知するよう求めることができる。
- ②県は、①の求めに応じ、指定申請があった事業者に関して市町村に通知する。
- ③市町村は、②の通知を受けたとき、県に対し市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- ④県は、③の意見を勘案し、指定にあたり条件を付すことができる。

#### 3. 想定されている条件の例

市町村介護保険事業計画に沿って、

- ・居宅サービスの提供範囲を一定の範囲に限定すること
- ・利用定員の制限

#### 4. 具体的方法について

指定前に県からの通知を求めるかは市町村の意向によるものであることから、本県では以下のとおり、市町村の意向を予め把握した上で指定手続きを行うこととする。

- (1) 平成 29 年 12 月頃に、翌年度に指定申請があった際の情報提供（指定前の通知）を求めるかどうか、意向調査を行う。【健康長寿推進課→市町村→健康長寿推進課】

健康長寿推進課は平成 30 年 1 月頃までに調査結果をとりまとめ、各総合支庁に送付する。

※この意向調査は、平成 30 年度中の指定（更新含む）について有効とする。

※情報提供を求めないと回答した市町村に関しては、平成 30 年度中において

ては、(2) 以降について行わない。

※毎年度末に、翌年度分の意向調査を行う。

- (2) (1) の意向調査において情報提供を求める旨の回答をした市町村は、平成 30 年 4 月 10 日まで、**法施行規則第 126 条の 7 の 2 第 1 項及び第 140 条の 17 の 3 第 1 項に基づき、必要事項を各総合支庁あて伝達※**する。【市町村→総合支庁】

※参考様式 1

- (3) 市町村は**法施行規則第 126 条の 7 の 2 第 2 項及び第 140 条の 17 の 3 第 2 項に基づき、(2) の伝達をした旨を公報又は広報紙の掲載、インターネットの利用その他適切な方法で周知を行う。**

- (4) 各総合支庁は、事業者から居宅サービス事業の指定申請の相談があった際は、市町村に**法第 70 条第 7 項及び第 115 条の 2 第 4 項（施行規則第 126 条の 7 の 2 第 3 項及び第 140 条の 17 の 3 第 3 項）**に基づき、通知を行う。【各総合支庁→市町村】

※通知の中で、意見を申し出る際の期限(2週間程度)を設けることとする。

※指定の相談から指定申請書(完成版)の提出までに、事業者によってばらつきがある。各総合支庁では、申請書類が概ね提出された時点で、市町村に通知する。

※事業者から指定申請の相談があった際、総合支庁が事業者に対し、「事業所が所在する市町村から指定に関し意見が提出された場合、指定において条件を付す可能性がある」旨を説明しておく。

- (5) 各市町村は、意見の申出を行う場合、**法施行規則第 126 条の 7 の 3 及び第 140 条の 17 の 4**に基づき、以下の①～④を記載して各総合支庁に提出する。

【市町村→各総合支庁】(任意様式)

- ①当該意見の対象となる居宅サービス及び介護予防サービスの種類
- ②県が指定を行うに当たって条件を付すことを求める旨及びその理由
- ③条件の内容
- ④その他必要な事項(以下を添付)

・市町村介護保険事業計画との整合性がとれていることが分かる資料

※意見の申出を行わない場合でも、各総合支庁に対しその旨を報告する。

※条件を付すのはあくまでも県であり、付した条件に対する説明責任は県にあることから、意見等を勘案した結果、市町村から提出された条件案のとおりにならないことや、条件なしで指定することもあり得る。

- (6) 各総合支庁において指定後、その旨市町村へ通知する。

## 5. その他

平成 30 年 4 月施行の介護保険法改正により、これまでの訪問介護及び通所介護に適用されていた市町村協議制（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等が市町村内にある場合等）について、省令において『短期入所生活介護』も対象となる（小規模多機能型居宅介護の「泊まり」サービスと類似するため）。 **【法施行規則第 126 条の 10】**

協議を検討している場合は、提出先である各総合支庁に事前に相談されたい。